

日本関係清代檔案をめぐる国際研究集会報告

東京大学史料編纂所では、中国第一歴史檔案館との共同研究プロジェクトとして、同館が所蔵する清代檔案中の日本関係史料のデジタル画像による収集と目録出版に取り組んでいる。二〇〇九年五月一三日、史料編纂所と日本学士院の共催による「日本関係清代檔案をめぐる国際研究集会」を、東洋文化研究所大会議室で開催した。今回は、鄒愛蓮館長・王道瑞研究員（『歴史檔案』副編集長、ら同館の研究者を招き、鄒館長から「文化遺産の応急的保護と清史編纂プロジェクト」と題し、中国が国家プロジェクトとして取り組んでいる清史編纂事業とそこにおける第一歴史檔案館の役割について報告がおこなわれた。なお、本プロジェクトの推進にあたり、当日も参加した黄栄光共同研究員（中国科学院自然科学史研究所）には多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。

（新東アジア材研・檔案画像プロジェクト／保谷 徹）

文化遺産の応急的保護と清史編纂プロジェクト

鄒 愛 蓮

はじめに

二〇〇二年、中国が清史編纂プロジェクトを開始したことは、世界各国の学者の注目を引いてきた。これは、一九四九年建国以来、国家の名義で行われている学術プロジェクトの中で、最大規模のものの一つである。これまでのところ、編纂プロジェクト・史料編プロジェクト・データベースプロジェクトの中で、すでに設定されているプロジェクトは三〇〇件に達し、スタッフの人数は四〇〇〇人を越えた。その中には、清史の編纂を直接担当している、国内外の清史研究者および関連分野の専門家が、一六〇〇余人ほどいる。

二〇世紀始め頃、つまり民国紀年の時期、『清史稿』が編纂された。『清史稿』の編纂と比較すると、今回の清史編纂は、より広い範囲で一

次檔案を利用し、編纂事業を文化遺産の応急的保護と結びつけるといふ特徴を持っている。

最も多くの清代檔案を保存している機関として、中国第一歴史檔案館は、当然ながら今回の編纂事業で重要な役割を果たすべきであろう。編纂プロジェクトが開始して以来、多くの檔案を提供しており、関連課題の研究を担当している。そして、私自身も、中国第一歴史檔案館の責任者として、国家清史編纂委員会（以下、編纂委員会と略す）の委員と檔案組の組長を兼任しており、一貫して編纂事業に参加しており、なおかつ全国における清代檔案の整理・編集・翻訳・出版などに関するプロジェクトの設定を主管している。そこで、今日は、「文化遺産の応急的保護と清史編纂プロジェクト」をタイトルとして、清史編纂における檔案の整理・利用の状況を、専門家と同分野の方々へ紹介する。

一、清史再編纂の理由と檔案

檔案史料を利用して史書を編纂するのは、中国の歴史的伝統といえる。「史記」の著者である司馬遷は、「石室金匱」（前漢の国家図書館）の書物を利用して、古今の資料を参考にし、要旨を述べて凡例を記し、「史記」の全書を完成した。さらに、班超・班固父子は、石室・蘭台・東觀など（後漢の国家図書館や蔵書処）に保存している檔案と図書を利用して、「漢書」を作成した。その後、隋・唐の官修史書も、檔案を利用して編纂された。これは、伝統として形成され、歴代を経ても変わらず、現在まで継承されつつある。これにより、中国の歴史上、連続性のあるいわゆる「二十四史」は、形成されたのである。

清朝の歴史は、二六八年の長さを持ち、時間的スパンが長く、内容が豊富で、現代と時間的に近い。中国が現在直面している多くの重要な問題、たとえば、経済建設・政治改革・文化発展・対外交流、および人口問題・宗教問題・境界問題・環境問題・都市化問題・地域発展の格差問題などは、何れも清代と緊密な関係を持つ。一九一四年、つまり清朝が滅亡してまもない時期、政局が不安定で、史書編纂の条件が不十分だったにもかかわらず、北洋政府は、積極的に人員を集めて清史の編纂を始めた。一九一四年から一九二八年までの一五年間をかけ、前後して三〇〇余人を参加させ、合わせて五三六巻・八〇〇余万字の書物の編纂を完了した。しかし、この編纂物は、記載の誤りが多いので、発行される前に、当時の人から多くの非難をこうむった。これに対し、国民党政府は、まずはこれを発禁とし、その後は二回にわたり点検・校正を行い、最後はこれを解禁した。

こうした『清史稿』編纂の経緯を考えると、当時の社会・政治の不安定さや経費の不足などが編纂事業に悪影響を与えた。一方、極めて重要

な教訓は、編纂される時点では、多くの清代檔案は未だ整理されず、編纂者の参考にならなかったことで、『清史稿』の史料的基础は充実したものにならなかったということである。当時の記録によれば、その当時、編纂者にとって利用可能な史料は、清朝の国史館に保存している五万余点の檔案と、国史館が史書編纂のために利用していた各時代の「実録」・「聖訓」・「会典」などの、清政府によって印刷された史書であった。利用されている檔案の数は、現存している清代檔案の総数の四百分の一に過ぎない。

檔案は史書編纂の基礎といえる。清朝は、明朝やそれ以前の歴朝と比べると、残している檔案が最も多い。調査によると、現在、大陸には二三〇余の檔案館・図書館・博物館があり、合わせて六三〇余の全宗（全宗：檔案分類の単位）・二〇〇〇余万点の清代檔案を保存している。その中には、一〇〇〇余万点の中央レベルの檔案は第一歴史檔案館に、そのほかの約一〇〇〇万点の地方レベルの檔案は各地の檔案館・図書館・博物館に、保存されている。また、七〇余万点は、それぞれ台北故宫博物院・台北中央研究院の近代史研究所と歴史語言研究所に保存されている。これらの膨大な清代檔案は、清史編纂の充実な史料的基础になる。残念なことには、『清史稿』の編纂では、これらの檔案は十分に利用されなかった。そして、『清史稿』にはさまざまな誤りがある。これにより、清史を再編纂することが求められるようになった。

二〇世紀以来、中国の史学研究に志を立てる人たちは、幾度も檔案を利用して清史を再編纂しようと提唱し、そして清史の再編纂をも試みた。六〇年代、台湾の学者は、清史の再編纂を行い、二年間をかけて八冊の『清史』を完成した。しかし、台北に保存している檔案の数は十分ではない。これに加えて、時間に追われて作成されたため、この『清史』は、『清史稿』に対し、編纂様式・立論・書き方などの面での問題を是

正したが、『清史稿』の原稿および多くの重要な史料を熟読せず、急いで作成したため、欠如や誤りが出るのは避けられなかった」と評価されている。それで、一九七八年から、台湾の学者は、方向を改めて『清史稿』に校訂・注釈を加え、「原文に手を入れず、稿で稿を校正し、巻で巻を校正（新たな史書を書かず清史稿のなかで校正を行い、清史稿の構造を変更せずとの巻のなかで校正を行う）していた。このように校訂や注釈を繰り返して行い、『清史稿』の誤りを概ね正した。しかし、校訂と注釈は、『清史稿』の枠組みの中で行われたため、その限界を超えることができない。そして、原稿の重大な誤りや欠如などの問題も、単なる校訂や注釈だけでは解決できない。

中華人民共和国成立後、数代にわたり、多くの歴史研究者は、清代檔案を利用して清史を再編纂することを提案した。早くも一九六三年、どのように檔案を利用して清史を編纂するのかに関する専門家の文章が発表された。清史編纂の困難さについて、こう指摘されている。「たとえば、史料が極めて多いため、整理と研究には大きな力を入れなければならない」と。「史料が多く、特に関連する檔案の数は非常に膨大である。整理には苦勞がかかるとはいえ、史料が多いというのは、決して悪いことではなく、むしろ良いことだ。相当な人数の研究チームを組織して、長い時間をかけるなら、どのような困難があるとしても、最後にはきちんと整理し、要点をまとめ、科学的結論を出すことができるであろう」と。そこで、これらの研究者は、「史料を整理するには、一〇年・八年をかけた」「また一〇年・八年をかけて書き上げ、一〇年・八年をかけて修正する」という構想を出した。

しかし、さまざまな政治的・経済的な原因があり、清史の再編纂事業は、幾度も棚上げされた。二一世紀になると、政治上・経済上、および研究チームの整備・研究成果の蓄積などの面では、いずれも史書の編纂

に有利な条件が備えられている。そして、清朝の歴史檔案は、すべて公開されるようになり、数十年にかり、整理・編纂・出版されつつある。史料利用上の便利な条件も備えられている。これは、この時代の史学研究者が清史の編纂事業を始動させるといふ決意を出した重要な理由の一つである。

二、清史編纂において檔案の利用を文化遺産の保護と結びつける原則

今回の清史の編纂事業が始まる時点で、編纂委員会は、まずかつての清史編纂の経験と教訓をまとめ、檔案利用の重要性を強調した。数次にわたる検討の結果、共通認識が得られ、檔案の利用を文化遺産の保護と結びつける原則が提示された。具体的には、

- 1、清史の編纂事業の全体は、編纂プロジェクト・史料編プロジェクト・データベースプロジェクトの三部分に分けられている。
- 2、編纂プロジェクトとは、一〇年前後をかけて、およそ一〇〇巻・約三〇〇〇万字の『清史』を完成することである。史実を明らかに述べ、歴史発展の法則を解明し、歴史上の経験をまとめる。
- 3、史料編プロジェクトとは、『清史』編纂に伴い、同様に一〇年前後をかけて、重要性と緊急性により、およそ二〇億字の、三つの「四庫全書」の量に相当する清代檔案と文献資料を収集・整理・編纂・翻訳することである。
- 4、データベースプロジェクトとは、編纂プロジェクトと史料編プロジェクトをめぐる書籍の出版とネット上のデータベースの構築である。

編纂プロジェクトの総責任者戴逸教授は、こうした編纂プロジェクトと史料編プロジェクト・データベースプロジェクトとの、「一体両翼」とよばれる構造を、航空母艦とイージス艦・駆逐艦・潜水艦との関係と

たとえ、次のように述べた。清朝の檔案は、数量的には海の如くであり、それは、われわれの清史研究のために、取っても使っても尽きることがない、貴重な史料の源泉である。そこで、清史編纂プロジェクトの主な内容の一つは、清史編纂の使用に適する多くの一次檔案と文献を応急的に保護・整理することである。その目的の一つは、着実な史料で裏付けられる清史を編纂するためである。もう一つは、清代の数えきれないほどの檔案・文献史料を、計画を立て段取りよく収集・整理・出版する作業を通じて、多くの貴重な文化遺産を応急的に保護し、国家の歴史文化の発展を根本的に促進するためである。一〇年後、清史編纂の編纂プロジェクトが完成した後、檔案文献に関連するプロジェクトも次々に完成することにより、大規模な文化プロジェクトを形成することができる。

こうした整理・利用を応急的な保護と結びつける構想を実現するため、編纂委員会が成立した後、そのもとで、檔案組と呼ばれている専門機構が成立した。檔案組は、長期にわたり清代檔案の整理・研究に従事している専門家六人からなる。その主な責任は、清史編纂のために、全国の清代檔案を調査したうえで整理・公表することである。

国家の清史編纂プロジェクトは、着実に科学的なプロジェクトである。実施期間が長く、檔案の利用者が広く分布しており、利用する檔案の数が多い。これに加えて、檔案は全国各地に分散保存しているため、機関により、保存の状況が異なり、整理の状況がまちまちであり、公開・利用の程度と公開の方式も違うことなどの問題がある。清史編纂に従事する研究者が檔案を便利に利用できるように、檔案の整理・利用は、昔の一般的な利用と異なる条件と方式を取り入れた。

第一に、清史プロジェクトの檔案利用については、原檔案を直接提供せず、檔案を整理したうえで、撮影またはスキャンした後、檔案のデータを清史プロジェクトの内部ネットに転送し、ネットでの閲覧サービス

を清史編纂の専門家に提供するという方式を取り入れる。内容が重要だと考えられる檔案は、デジタル化したうえで、選択的に編集・出版する。

第二に、プロジェクト設定の質を確保するため、檔案関係のプロジェクト設定については、全体的で構造的に計画したうえで調整して、十分な調査研究を行う。清朝は、おびただしい一次檔案を残している。限定された期間内、投入資金の金額とスタッフの人数も限られる状況で、清史編纂の檔案利用に備えるため、どのように重要な史料を選び出すのかは、現実的で難しい問題である。これに対し、檔案関係のプロジェクト設定については、まずプロジェクトの構造に関する全体的な計画を立てなければならぬ。すなわち、九六巻の編纂プロジェクトを視野に入れて、各部分に使う檔案の種類と数量を分析したうえで設定する。そのため、編纂委員会は、幾度も檔案整理のプロジェクト設定をめぐる会議を催し、全国の清代檔案を保存する機関の代表を招き、状況の紹介を求め、清史編纂において中央と地方の保存檔案を整理する方針と計画を検討した。檔案組は、全国各地の檔案館・図書館・博物館に赴き、清代檔案の収集・保存の状況を調査し、十分な調査研究の結果に基づき、前後して「清代中央レベルの檔案の状況に関する調査研究の報告書」・「清代地方の檔案に関する調査研究の報告書」・「海外に分散保存している清代檔案・文献に関する調査研究の報告書」などの三〇本の調査報告書を作成し、国内外に現存している二〇〇〇余万点の檔案の保存状況と価値について分析・研究を行い、「清史プロジェクトにおける檔案の整理に関する一〇年計画」および「清史プロジェクトにおける地方檔案の整理に関する計画」を、プロジェクト設定のための枠組みの実施案として作成した。さらに、檔案整理に関するプロジェクトの技術的操作用の規範化・標準化を行い、「国家の清史プロジェクトにおける檔案整理の成果形成および関連する技術的基準」などの技術的基準に関する書類を作成した。

第三に、清史プロジェクトの「プロジェクト制」を中心とする管理原則に依拠して、清史プロジェクトにおける檔案整理に関するプロジェクトの設定も、「プロジェクト制」の管理モデルを取り入れた。プロジェクト管理の流れは主に、プロジェクト設定の申請・プロジェクトの評価・プロジェクトの審査と採択・プロジェクト設定の研修・プロジェクトの実施・成果の審査と受理などの段階に分けられる。段階ごとには、厳密な基準制度を設定する。たとえば、檔案整理に関するプロジェクトの審査と採択については、一般的には、檔案組の初回審査・プロジェクトセクターの第二回審査・専門家諮問委員会の第三回審査・編纂委員会主任オフィスの最終的な審査などの四つの審査段階を設け、設定するプロジェクトの学術的価値・担当者の能力素質の認定と、経費の計算などの面で厳しく審査を行う。

同時に、プロジェクト管理と関連する各段階において、品質に関する統一の基準を厳格に執行する。檔案の整理・記録・縮写・撮影・スキャンおよびデータベースのフォーマットなどについては、国家の専門基準に照らして執行する。そして、各の課題組（課題を担当するチーム）と技術的品質に関する契約書を結ぶ。

審査を経て採択された檔案関係のプロジェクトに対し、編纂委員会は、一定額の経費を提供し、設備の支援と技術的・学術的指導を行う。

第四に、貴重な檔案への応急的保護を行い、利用を保護と結びつけることに気を配る。清史プロジェクトに取り入れられた檔案関係のプロジェクトに対し、清史編纂プロジェクトの各部分の檔案利用を確保することを前提に、まず地方に保存している貴重な檔案の応急的保護に重きを置き、特に史料価値の高い檔案を保存しているが、経済的には遅れているので、檔案の保存条件が悪い地域には、最大限に資金の注入と設備の支援を行う。たとえば、四川省南部県の渠（渠役所、以下同様）檔案

は、最近発見されたものであり、合わせて一〇万余点があり、史料価値が高い。しかし、当該県は、南西部の貧困地域にあり、檔案の保護・整理を完備する財力がない。これに対し、編纂委員会は、これらの檔案の整理をすべて清史プロジェクトに取り込み、資金を注入し、檔案の整理・撮影・デジタル化のスキャンを助けている。また、青海省檔案館は、数万点の清朝檔案を保存しているが、資金不足で、長年整理していない。われわれは、調査研究を通じて、これらの檔案の相当な部分が、宣教師の中国西部での活動に関するものであり、なおかつほとんど利用されておらず、史料価値が非常に高いことを意識した。清史プロジェクトは、これらの檔案を檔案整理のプロジェクトに取り込み、そして編集・出版のために資金の注入を計画している。

また、整理・利用する時、檔案への安全管理を強化するため、次のような措置を取った。

1、檔案本体の保護を強化するために、各機関はいずれも、まず檔案を修復し、その後撮影・スキャンを行うというプロセスを取る。

2、各機関の整理状態を尊重し、元の分類や枠組みを解体しないようにする。

3、檔案保存の各機関は、単なる一次データだけを提供する。編纂委員会は、これらのデータに基づき、改めて手を加えたいでネットに転送する。

4、檔案データを利用する時の安全性を確保するために、編纂委員会は、檔案を提供する機関と使用契約書を結び、清史プロジェクトが完成した後、正式に編集・出版に利用されていない檔案のデータを元の機関に返還する。

こうすることによれば、史書編纂に使う貴重な新史料を発掘して、専門家の利用を確保することができる一方、中国の檔案という形の文献遺

産への応急的保護に貢献することもできるであろう。

三、清史プロジェクトにおける檔案関係のプロジェクト設定の現状

清史プロジェクトで設定されている檔案整理のプロジェクトは主に、第一歴史檔案館に所存している清朝の中央政府機関の檔案と、全国各地の檔案館・図書館・博物館に所存している清朝の地方政府機関および民間の檔案の二種類に分けられる。

現在までのところ、第一歴史檔案館は、合わせて一四回にわたり、約二〇〇万点の檔案に関係している三〇プロジェクトを申請した。編纂委員会の審査を経て採択されたプロジェクトは一八件あり、総計的には約一八〇余万点の檔案に関係している。具体的には、「軍機処録副奏摺」(六プロジェクト七〇万点)、「宮中朱批奏摺」(三プロジェクト四二万点)、「軍機処電報摺」(四万五千点)、「軍機処随手档」(八万点)、「内閣戸科題本」(二二万点)、「内閣刑科題本」(二四万点)、「内閣滿文寄信档」(六千点)、「軍機処滿文熬茶档」(三百点)、「清代災賑档」(四万五千点)、「雨雪糧価及收成分数折単」(一万五千点)などがある。この中には、現時点までは、契約書の期限により、すでに整理・記録・デジタル化・加工・終了した中央レベルの檔案のプロジェクトが一二件ある。関係している檔案の総数は、約一五〇万余点である。

そのほか、各地の檔案館・図書館・博物館は、合わせて一三回にわたり、二四プロジェクトを申請した。採択されたプロジェクトは一二件あり、総計的には約三〇〇万点の檔案に関係している。具体的には、「清代順治至同治朝四川南部県衙門檔案」(二プロジェクト一〇万点)、「清代西藏(チベット)地方檔案文獻選編」(四千点)、「清代四川省咸豊朝・同治朝・光緒朝・宣統朝巴県衙門檔案」(二プロジェクト七万点)、「清代

喀喇沁左翼蒙古(カラチン—サヨーク—モンゴル)檔案訳文選編」(二万点)、「大連図書館蔵清代内務府檔案」(四千点)、「清代阿拉善霍碩特(アラゼン・ホソテ)旗歴史檔案」(二万点)、「清代徽州社会史料檔案彙編」(二万二千点)、「清代青海省循化庁檔案史料彙編」(二万点)、「吉林省檔案館蔵清代檔案史料選編」(七千点)、「清内秘書院蒙古(モンゴル)文檔案彙編漢訳」(七千点)、「清代呼倫貝爾(ホロンバイル)副都統衙門檔案」(二万点)などがある。その中には、少数民族の文字を翻訳するプロジェクトが五件あり、七二六万点である。

四、清史編纂プロジェクトで設定されるプロジェクトにある檔案の学術的価値

今回の檔案整理と利用は、清史編纂中ですでに鮮明な成果が現れている。ただ『歴史檔案』だけでは、多くの論文が発表されている。さらに、内容と学術的価値から見れば、今回の清史プロジェクトで整理されている清代檔案は、豊富性・系統性・真実性などの特徴がある。

1、豊富性について

現在している清代檔案は二〇〇〇余万点あり、内容が豊富である。清史プロジェクトの一環としては、清朝の中央レベルの檔案である軍機処録副奏摺・内閣題本・宮中朱批奏摺という清朝中央政府の最も中心的な公文書が系統的に整理されている。清の宮中朱批奏摺(以下、朱批奏摺と略す)は、康熙朝に成立し、最初は皇帝の特許を受けた官員が各地の状況をひそかに皇帝へ報告する文書であり、その後は利用範囲が拡大し、清朝の中央と地方の高官が皇帝へ報告する政務文書になった。皇帝はつねに自分の意見を朱筆で奏摺に直接書き込むので、伝聞や事後記述に基づく史料文獻と全く異なり、極めて高い史料価値を持っている。これ

らの檔案は、時期的には康熙朝から宣統朝まで分布しており、また内容的には清朝全国の内政・軍務・農業・水利・商業貿易・交通運輸・法律・天文地理などに関係している。軍機処録副奏摺（以下、録副奏摺と略す）は、清朝の中央政府各機関の官員と地方政府の官員の奏摺を、皇帝が目を通して指示を与えた後に、将来の参考に備えるために、軍機処が抄録して保存する写本であり、「月摺」とも呼ばれている。録副奏摺は、朱批奏摺より完備しており、系統性を持つている。そのため、長期間、録副奏摺は、史学界で非常に重視されており、利用率が高い。朱批奏摺と相互証明・相互補足することができる。清の内閣題本（以下、題本と略す）は、清朝の中央と地方の高官が規定に照らして日常公務の遂行について皇帝へ報告する公文書の一つであった。国家の日常政務、たとえば、官吏の推挙と弾劾、軍費と課税、訴訟と審判などは、すべてこの形式の公文書を利用していった。題本は、吏科・戸科・礼科・兵科・刑科・工科の六科に分けられている。これらの檔案は、時期的には順治元（一六四四）年から光緒二七（一九〇一）年まで分布している。量的には奏摺より多い。特に清朝前期の歴史に関しては、奏摺がまだ現れていない時期なので、題本は、清朝の政治・経済・文化・社会などの分野の研究にとって重要な意義を持つている。

少数民族の文字で書かれている地方の檔案の整理・発掘・利用は、新時代における史料の利用に関する新たな動きである。清史プロジェクトは、地方檔案を整理する際に、少数民族の文字の檔案をより多く整理することに力を入れている。たとえば、「清代西藏（チベット）地方檔案文獻選編」というプロジェクトでは、およそ四〇〇〇点、（翻訳後の漢字数で）一〇〇万字のチベット語檔案を翻訳する予定である。これは、現在までのところ、最大規模のチベット語檔案の翻訳作業である。そのほか、アラ善（アラゼン）左旗檔案・喀喇沁（カラチン）檔案は、モン

ゴル語檔案の整理に関する重要なプロジェクトである。「清代呼倫貝爾（ホロンバイル）副都統衙門檔案」というプロジェクトは、満文檔案の翻訳である。上述した少数民族の文字の檔案は、いずれもかつて翻訳・公表されていない貴重な一次史料である。このように大規模な整理作業は、少数民族の文化遺産への応急的保護と発掘でもある。

清史プロジェクトで整理されている清代檔案の豊富性は、檔案が相互補足・相互証明することができるという点からも見られる。例としては、中央レベルの檔案である軍機処隨手登記檔（以下、隨手檔と略す）の整理が挙げられる。隨手檔とは、軍機処が取り扱っている官員の奏摺と皇帝の諭旨を登録する簿冊である。これは、時間順により、皇帝・大臣が国家政務を処理する詳細な過程・内容の概要および結果を記録している。一方、朱批奏摺・録副奏摺・上諭檔という三つの清朝の最高政務活動に関する一次記録を総括する総合目録でもある。特に現存の朱批奏摺・録副奏摺・上諭檔が完備されておらず、元來歴史的に形成された体系のあり方が後世の整理によって変わった状況においては、隨手檔から、檔案間の内在的つながりが見られる。この点が最も重要である。

一方、地方に所存している檔案も、中央レベルの檔案と相互補足・相互証明することができる。たとえば、「大清会典」によれば、清朝の県衙（県役所）では、一般的に、吏・戸・礼・兵・刑・工の六房が設置されているとされている。しかし実際は、檔案から見れば、必ずしもそうではなかった。清朝の四川省南部県の県衙は七房、同省の巴県の県衙は一一房が設置されていた。また、大連図書館の檔案整理により、江寧（南京）織造員外郎曹頌らが駅站（宿駅）を妨害する事件について処理案を議定したという、雍正七（一七二九）年の総管内務府事務・和碩莊親王允祿らの題本が見つけられた。それは、その年に内務府から流失した檔案であり、第一歴史檔案館に現蔵している清朝の内務府檔案の不足

を補うことができる。なおまた、民間の婚約については、南部県の県衙檔案の整理では、道光二一（一八四一）年の婚約書が見つけられた。これは、民間人楊大福が自分の妻を抵当に入れて民間人莫予知に嫁がせる婚約書であった。この婚約書には、当事者の拇印もあれば、足の指による捺印もあった。こうした形式の婚約書は、極めて珍しいものである。そのほか、地方の公文書の簽文については、清の時代の筆記には「雷簽」・「風簽」などの名目があったが、「大清会典」には記載されていない。地方の檔案では、この二種類の文書は確かに見つけられた。

2、系統性について

今回の清代檔案の整理は、檔案の系統性も重要視されている。豊富性をヨコへの広がりとしたとすれば、系統性は歴史上の物事の展開に対するタテの考察といえる。

たとえば、清代の雨雪・糧価および収穫の量に関する摺單がある。このような檔案は、第一歴史檔案館の「清代軍機処全宗」および「宮中檔案全宗」の中に保存されている。すなわち、各地の総督・巡撫などの官員が奏摺・奏片（上奏正文の添付文）・単（箇条書きによる表）などの形式で、任地の雨雪・食糧の価格および収穫の状況を皇帝へ上奏するものであった。省府庁州県の各レベルの地方の具体的な情況が記載されており、一年の一二月月のデータが基本的に揃えられている。これらの点から見れば、こうした檔案は、清史研究において比べるものがない程度の史料的价值を持っており、『清史稿』の経済と生態環境の分野における重大な欠陥を完全に補うことができる。これに見える一次データは、清史の研究者が清朝の繁栄から衰退への社会的変革および清代の社会経済を研究することに直接参考になる。

また、「安徽清代地方檔案社会史料」というプロジェクトには、黄山

市と歙県が所蔵している歙県芳坑江氏家族の檔案が約八千点ある。これらの檔案は、江氏一族の盛衰・変遷を全面的に記載している。系統性・全体性・連続性の面では、最も優れている史料といえる。ただすでに整理されている書簡の数は三七九九点に達した。これらの書簡は、一〇〇年近くの江氏一族の商売・不動産の購入・交際・家事（李鴻章らの安徽出身の官吏との書簡でのやりとりを含む）などを記載している。すでに整理されている江氏一族の帳簿（時間的な連続性ある）の冊数は一千二百余点である。記載の時期は、道光朝から民国期までである。江氏一族の三代の安徽商人が経営・貿易を行っていた経歴（その中には、海外貿易も相当な割合を占めており、特に外国の商社を相手にした裁判に関わる史料から、安徽商人の知恵が見られる）を全面的に示している。これらの檔案は、清代の社会・政治・経済・文化の一面を示している。

全体的かつ系統的檔案記録は、相互補足・相互証明・相互修正の機能を持っている。たとえば、浙江学政張錫庚が將軍・巡撫と共に殉難したために、これに手厚い補償手当てを与えるよう請うという掌浙江道監察御史洪昌燕の奏摺（日付なし、檔案番号：03-4609-197）がある。それによる情報は、単なる風聞であり、正確ではなかった。その後の張錫庚の奏摺（咸豐二一（一八六一）年、檔案番号を未だ確認していない）によれば、張の家族は戦争の被害を受けたが、本人は殉難しなかった。一方、洪昌燕の上奏は正確ではなかったが、当時の情勢を確実に示しており、特別な形で清軍の惨敗を表現している。そして、これは、檔案の不足というより、むしろ檔案の特徴である。すなわち、歴史上の物事については、掌握できる檔案の量の増加・種類の完備に伴い、関連文献を参考にすれば、最終的には、相互証明の完全な証拠のサークルを構成することができ、さらに完全に正確な結論を出すことができる。このように、細部から全体へ研究が進めば、史学研究者の懸命な「真実」に対する探

求は、固い基礎に置くことができるであろう。

3、真実性について

まず、一次史料である清代の檔案は、言うまでもなく、『実録』・『清史稿』およびほかの二次文献より歴史の真実に迫っている。

たとえば、アヘン戦争の前触れである禁煙運動については、史学界には、長期間、主流的な考えがある。すなわち、支配集団の内部には、「嚴禁派」と「解禁派」との激しい対立があった。アヘン戦争になると、それぞれ抵抗派と投降派になった。前者の代表は林則徐であり、後者の代表は穆彰阿と琦善であった。嚴禁派の人数は少なかつた。林則徐が免職されると、禁煙運動は失敗を告げた。しかし、第一歴史檔案館に所蔵している大量の檔案（朱批奏摺・録副奏摺・軍機處剿捕檔など）から見れば、いわゆる「解禁派」と「嚴禁派」との対立は、実は後世の人の偏った分析・認識によるものであり、当時の真実と異なる。そして、後世の人は、「解禁派」と「嚴禁派」との対立が、アヘン戦争中の投降路線と抵抗路線との対立に展開したことから、投降派と抵抗派が形成された歴史の根源を説明している。こうしたアヘン戦争で否定された人物が、必ず禁煙運動でも否定される、という形而上学的史学観は、事実からずれている。実際は、琦善は、アヘン戦争中では妥協を主張して国を誤ったが、戦前は禁煙を主張して顕著な功績を挙げている。穆彰阿も「查拿鴉片三十九条」（アヘン取締りに関する三九か条）の作成を主管し、禁煙に積極的な役割を果たしたのである。

そのほか、一次檔案は、訂正の機能を持っている。たとえば、『清史稿』の「列伝」には、歴史人物の官職爵位・任期・一生の経歴などに関する記載のミスが多い。清代の朱批奏摺・録副奏摺にある官職・官制類の檔案および履歷摺を参考にして、これらの問題を訂正することができ

る。また、過去の史書に正確に記載されていない歴史事件については、今回は檔案を根拠に訂正を行っている。たとえば、乾隆朝の「蔡伯多祿案」は「百年禁教」期間における最も大きな宗教関係の事件と言われている。檔案の記載は、「実録」およびほかの著作の記述と大きな相違がある。陝西省の尼瑪・方濟各の供述によれば、中国に潜入する一〇名の西洋の宣教師の中には、直隸に赴く「漢色勒木」・「阿頭大多」という二人のイタリヤ籍の宣教師がいた。しかし、この二人が、官府によって北京に護送された「顔詩莫」・「徳天賜」であったことが、調査のうえで確認された。乾隆帝は、かつて諭旨を下して説明した。しかし、この上諭は、「実録」に収録されていない。さらに、後世の人は、「実録」を依拠に史書を書き、多くの場合は曖昧な言葉を使い、この二人のことを勘違いして、真実とずれている結論を出したのである。

乾隆朝において、西洋の宣教師の団体は、パリで「平定西域戰図」（乾隆平定準部回部戰図）とも呼ばれている、以下「戰図」と略す）という銅版画を作成した。いくつかの著作は、最初はこの銅版画はイギリスで作成される予定だったが、イギリス人が見つからなかったので、最終はこの仕事はフランス人によって奪われた、という考えを示している。しかし、両広総督楊廷璋と粵海関監督（録副奏摺、檔案番号：7719-110）から見れば、最初は、清政府は、その絵の彫刻・印刷をイタリヤ国に委任する予定だった。内務府の檔案には、広東巡撫宛の書簡と四枚の「戰図」の図面がある。この書簡には、この件に関する明確な記載がある。そして、檔案によれば、広東巡撫楊應琚は、この書簡を受け取った後、「洋行の商人に命令を下して彼らを集め、省（広東省）には広州に赴く依大理亜国（イタリヤ国）の船がないことを尋ねたうえで確認した。そして、どの国が依大理（イタリヤ）に近いのか、現在貿易している各国には銅版画の作成に堪能なところがあるかを、逐一詳しく尋ねた」。

西洋の商人は、広州にはイタリア商船がなく、便乗してきたイタリア人もいないと答えた。それ故、銅板画の作成の件について、フランス人が推薦されたのである。

次に、一次檔案は、歴史の細部を細かく描く機能を持っている。多くの檔案は、歴史の細部を記載しており、歴史の真実をいきいきと描いている。たとえば、清末の駐外行使の奢侈については、御史楊晨は、「臣の出国が緊要なものであるとの管見を恭しく申し述べる」という奏摺（録副奏摺、檔案番号：317231）で、次のように述べている。「臣は、うわさに聞くには、一昨年、使臣としてドイツの会社の汽船に乗って外国へ行く者がいた。持っていく箱と箆筒は、百九十余個に達している。そのほか、紹興酒は百余かめ、（中国式の）ハムは四・五百本、刺繍・軸物は二十箱に達している。昆布などのこまごまとした食物は数えきれないほどある。配下の参事官・随員・書吏・通訳などは十余人、男女使用人は二十余人いた。それぞれ十数個の荷物を持っている。当該船の船主（船長役）はひそひそささやく。『駐在は三年間にわたるが、これほど多くの衣服は必要でないであろう。それに、外国の酒税は特に高い。すでにこの職務を担当している以上、なぜ飲み食いに頓着するの。人に疑われ、からかわれるよ』。途中の運費などで国家の金を無駄に使うのは、確かに節度を守らない行為だ。汽船には、人ごとに荷物を載せる一定のスペースがあるが、その数を計算すると、実はその定額を超えた。彼ら（船の乗組員）は、天朝を尊敬するので、（公使らの中国の官員を）叱責するには都合が悪い」とある。

また、道光二〇（一八四〇）年八月に、浙江学政季芝昌が母親の服喪をするために離任した。これについて、錢実甫『清代職官年表』（第四冊、中華書局、第二七一六頁）によれば、八月己未（二日）に再任し、八月戊辰（二一日）に服喪で離任した。さらに「宣宗成皇帝実録」によ

れば、道光二〇年八月己未に、浙江学政季芝昌が留任するよう命じた。これに対し、魏秀梅（台湾）『清季職官表』は、季の離任期日を「道光二〇年八月一日」に変更しており、その依拠が『丹桂堂自訂年譜』の記述であると注釈している。この点は研究上の進展とはいえ、その根拠は不十分だと言われている。史料の信憑性はともかく、当該史料は一次史料ではない。季の母親が一日に死んだことを明らかに記しているが、季がその日に離任したのかについて直接触れていない。録副奏摺には、浙江学政季芝昌が母親の服喪をして空席ポストができたので（官員を）選び（その職務に）つかせるよう請うという道光二〇年八月二日付の護理浙江巡撫宋其沅の奏摺（録副奏摺、檔案番号：032607-030）がある。この奏摺は、季の母親が一日に官署で病死し、季がその日に母親の服喪をさせるよう申請し、そして公文書や官印を手渡したことを示している。この奏摺が翌日にその代理者によって提出されたものであることが確認される。この時点は、ちょうど学政が任期満了に伴い交替されるべき時期であった。北京（中央政府）は、まだこの件を知っていないため、再任という命令を出した。実際は、季は離任しており、再任しなかったのである。

なおまた、整理されている徽州の地方文書には、徽州府と績溪県の官倉の盛衰過程に関する調査を記載している一連の檔案がある。記載年代は、明の嘉靖期から清末までであり、徽州府と績溪県が官倉を建設し、寺田を購入し、租税を徴収し、食糧を蓄えて飢饉に備えるという史実を詳細に記録している。嘉靖四〇（一五六一）年、明政府は、官租（官田による租税）で、地方の丁銀（人頭税）と徭役を補助し、民間の負担を減らしていた。その年、寺領が二四六〇余畝であり、それによる租税が銀で計算すると八一〇余両であったことが調査のうえで確認された。康熙二二（一六八三）年になると、官倉が一年徴収する租税は、銀で計算

すると一〇九三兩七錢であった。さらに、雍正六（一七二八）年、清政府は、丁銀を所有土地の面積により徴収するという政策を出した。しかしその後、官租は丁銀・徭役を補助できなくなった。その結果、民間の課税負担は重くなったのである。太平軍が績溪県に入った後、租税徴収の帳簿は散逸した。これ以後、官倉は、毎年五〇余兩の銀にあたる租税を徴収する。この一連の史料は、内容が豊富であり、記載年代が長く、清代における徽州の社会・経済状況および清朝の田税政策の研究に重要な価値がある。

こうした檔案の価値は、すでに清史編纂で現れてきた。統計によると、毎日ネットで檔案を検索・閲覧する清史編纂の専門家延べ人数は五〇〇人に達している。清史編纂における多くの問題は、檔案を見れば解決できる。それにより、利用している檔案の件数は、すでに編纂委員会がすべての編纂成果を審査する基本的な基準の一つになっている。しかし残念なことには、現存している檔案があまりにも多すぎで、今回の編纂作業もすべての檔案を使い尽くすことができない。統計によれば、今回の清史プロジェクトの整理作業に取り込まれている檔案数は二二〇万点であり、そのほか過去で各機関がすでに整理・発行・出版した清代檔案の数はおよそ一五〇万点前後であり、合計して四〇〇万点に近く、保存している清代檔案の総数の五分の一を占めている。それによれば、新しい清史には史実とずれる問題が少しも出ないことが完全に保証することができない。それにもかかわらず、われわれは依然として、新しい清史は充実した檔案史料を編纂の基礎としているので、必ずや過去のレベルを超える、はるか後世まで伝わる傑作になり得ると自信を持っている。

翻訳：彭 浩（東京大学大学院人文社会系研究科）
校閲：黄 荣光・松澤裕作

本研究集会は、科学研究費補助金基盤研究A「東アジアの国際環境と中国・ロシア所在日本関係史料の総合的研究」（課題番号19202020）、研究代表者／保谷 徹の一環として、その経費の一部も使用して行なった。